

規則

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第十七号

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則（昭和四十五年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「食品衛生安全局長」の下に「、産業政策局長、地域経済・観光局長」を加える。

第八条中「次世代産業幹、経済対策幹」を「産業拠点整備推進幹」に改める。

第九条第一項中「、全国植樹祭推進幹」を削る。

第十二条第三項第一号中「食品衛生安全局長」の下に「、産業政策局長、地域経済・観光局長」を加える。

別表第一総務部文書課長の項第一号及び第二号を次のように改める。

<p>一 個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下この号において「法」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年埼玉県条例第五十号）の施行に関する事務</p>	<p>1 法第六十八条第一項の規定により、保有個人情報の漏えい等が生じた旨を個人情報保護委員会に報告すること。</p> <p>2 法第七十五条第一項の規定により、個人情報ファイル簿を作成し、公表すること。</p> <p>3 法第一百一十一条の規定により、行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案を募集すること。</p> <p>4 法第六十五条第一項の規定による個人情報保護委員会の求めに応じて法の施行の状況について報告すること。</p> <p>5 個人情報の保護に関する法律施行条例第五条第一項又は第三項の規定による個人情報ファイルの保有等に関する通知を受理すること。</p>
<p>二 埼玉県情報公開条例（平成十二年埼玉県条例第七十七号）</p>	<p>埼玉県情報公開条例第三十五条の規定により、公文書を検索するための資料を一般の利用に供すること。</p>

の施行に関する事務

別表第一都市整備部建築安全課長の項に次の一号を加える。

三 建築計画概要書等の写しの交付に関する事務

埼玉県建築基準法施行細則（昭和三十六年埼玉県規則第十五号）第二十条第一項の規定により、建築計画概要書等（同規則第十九条第二号に掲げる書類に限る。）の写しを交付すること。

別表第二第十四号知事決裁事項の欄5中「選任」の下に「（再任に係るものを除く。）」を加え、同号知事室長、部長及び会計管理者専決事項の欄中15を16とし、8から14までを9から15までとし、7の次に次のように加える。

8 法第三十六条の規定に基づき、会計監査人を選任（再任に係るものに限る。）すること。

別表第二第二十二号事務の種類の中「（平成十五年法律第五十七号）」を削り、同号知事室長、部長及び会計管理者専決事項の欄中「第六十五条」を「第七十条」に、「第二百七条」を「第三百十条」に、「第四百七条第一項」を「第五十条第一項」に改める。

別表第三副知事専決事項の欄中16を19とし、15を18とし、同欄14中「13」を「16」に改め、同欄14を同欄17とし、同欄中13を16とし、同欄12中「11」を「14」に改め、同欄12を同欄15とし、同欄中11を14とし、10を13とし、同欄9中「8」を「11」に改め、同欄9を同欄12とし、同欄中8を11とし、同欄7中「6」を「9」に改め、同欄7を同欄10とし、同欄中6を9とし、5の次に次のように加える。

6 法第二十六条の三第一項の規定に基づき、知事室長、部長、会計管理者及び労働委員会事務局長の高齢者部分休業の承認をし、又は職員の高齢者部分休業に関する条例（令和四年埼玉県条例第三十号）第五条の規定に基づき、その承認を取り消し、若しくは休業時間を短縮すること。

7 職員の高齢者部分休業に関する条例第六条の規定に基づき、6の承認に係る休業時間の延長を承認すること。

8 埼玉県職員服務規程（昭和四十二年埼玉県訓令第四号）第十二条の六の規定に基づく高齢者部分休業をしている職員の申請により、知事室長、部長、会計管理者及び労働委員会事務局長の高齢者部分休業の承認を取り消すこと。

別表第四総務部の表人事課の項第一号事務の種類の中「定年制条例」という。）「の下に「、職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年埼玉県条例第三十一号。以下この項において「改正定年制条例」という。）」を加え、

同項知事決裁事項の欄中5及び6を削り、7を5とし、8から10までを6から8までとし、同欄11中「職員」の下に「(課所長以上の職員に限る。次の10から32までにおいて同じ。)」を加え、同欄11を同欄9とし、同欄12中「引き続き」を「引き続き」に改め、同欄12を同欄10とし、その次に次のように加える。

11 定年制条例第四条第一項ただし書の規定に基づき、異動期間を延長した職員であつて定年退職日において管理監督職を占めている職員を、引き続き勤務させることについて、人事委員会の承認を得ること。

別表第四総務部の表人事課の項第一号知事決裁事項の欄中13を12とし、同欄14中「第四条第三項」の下に「(改正定年制条例附則第二条第三項において準用する場合を含む。)」を加え、同欄14を同欄13とし、同欄15中「第四条第四項」の下に「(改正定年制条例附則第二条第三項において準用する場合を含む。)」を加え、「繰り上げて退職させ」を「繰り上げ」に改め、同欄15を同欄14とし、その次に次のように加える。

15 定年制条例第九条第一項の規定に基づき、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員が占める管理監督職に係る異動期間を延長し、引き続き当該職員に当該管理監督職を占めたまま勤務させること。

別表第四総務部の表人事課の項第一号知事決裁事項の欄中23を32とし、16から22までを25から31までとし、15の次に次のように加える。

16 定年制条例第九条第二項の規定に基づき、異動期間が延長された管理監督職を占める職員について、当該異動期間を更に延長することについて、人事委員会の承認を得ること。

17 定年制条例第九条第三項の規定に基づき、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群に属する管理監督職を占める職員が占める管理監督職に係る異動期間を延長し、引き続き当該職員に当該管理監督職を占めたまま勤務させ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任すること。

18 定年制条例第九条第四項の規定に基づき、異動期間が延長された管理監督職を占める職員について、当該異動期間を更に延長することについて、人事委員会の承認を得ること。

19 定年制条例第十条の規定に基づき、異動期間を延長する場合又は他の管理監督職に降任等をする場合に、それぞれ当該職員の同意を得ること。

20 定年制条例第十一条の規定に基づき、延長した異動期間の延長の事由が消滅した職員について、他の職への降任等を行うこと。

21 定年制条例第十二条又は第十三条第一項の規定に基づき、年齢六十年以上退

職者を職員として採用すること。

22 改正定年制条例附則第二条第一項の規定に基づき、期限を定め引き続き勤務させた職員に係る当該期限を延長することについて、人事委員会の承認を得ること。

23 改正定年制条例附則第三条第一項若しくは第二項、第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定に基づき、職員として任期を定めて採用すること。

24 改正定年制条例附則第三条第三項（改正定年制条例附則第四条第三項、第五条第三項及び第六条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、任期を定めて採用した職員の任期を更新すること。

別表第四総務部の表人事課の項第一号部長専決事項の欄8及び9を次のように改める。

8 地公法第二十八条の二第一項の規定に基づき、管理監督職を占める職員でその占める管理監督職に係る管理監督職務上限年齢に達している職員について、管理監督職以外の職又は管理監督職務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職への降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）をすること。

9 職員の分限に関する条例附則第二項の規定により地公法第二十七条第二項に規定する降給とみなされる措置を講ずること。

別表第四総務部の表人事課の項第一号部長専決事項の欄12中「、主幹、主査及び一般職員」の下に「（主査以上の職員、職務の級が医療職給料表（一）の一級の職員、医療職給料表（三）の五級（知事の指定する職員を除く。）、四級、三級及び二級の職員並びに技能職員を除く。12及び14において同じ。）」を加え、同欄14中「職員」の下に「（副課長、主幹、主査及び一般職員に限る。次の15から29まで及び33から40までにおいて同じ。）」を加え、同欄15中「引き続き」を「引き続き」に改め、同欄29を40とし、19から28までを30から39までとし、同欄18中「第四条第四項」の下に「（改正定年制条例附則第二条第三項において準用する場合を含む。）」を加え、「引き続き」を「引き続き」に、「繰り上げて退職させ」を「繰り上げて」に改め、同欄18を同欄19とし、その次に次のように加える。

20 定年制条例第九条第一項の規定に基づき、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員が占める管理監督職に係る異動期間を延長し、引き続き当該職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務させること。

21 定年制条例第九条第二項の規定に基づき、異動期間が延長された管理監督職を占める職員について、当該異動期間を更に延長することについて、人事委員会承認を得ること。

- 22 定年制条例第九条第三項の規定に基づき、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群に属する管理監督職を占める職員が占める管理監督職に係る異動期間を延長し、引き続き当該職員に当該管理監督職を占めたまま勤務させ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任すること。
- 23 定年制条例第九条第四項の規定に基づき、異動期間が延長された管理監督職を占める職員について、当該異動期間を更に延長することについて、人事委員会の承認を得ること。
- 24 定年制条例第十条の規定に基づき、異動期間を延長する場合又は他の管理監督職に降任等をする場合に、それぞれ当該職員の同意を得ること。
- 25 定年制条例第十一条の規定に基づき、延長した異動期間の延長の事由が消滅した職員について、他の職への降任等をする事。
- 26 定年制条例第十二条又は第十三条第一項の規定に基づき、年齢六十年以上退職者を職員として採用すること。
- 27 改正定年制条例附則第二条第一項の規定に基づき、期限を定め引き続き勤務させた職員に係る当該期限を延長することについて、人事委員会の承認を得ること。
- 28 改正定年制条例附則第三条第一項若しくは第二項、第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定に基づき、職員として任期を定めて採用すること。
- 29 改正定年制条例附則第三条第三項（改正定年制条例附則第四条第三項、第五条第三項及び第六条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、任期を定めて採用した職員の任期を更新すること。
別表第四総務部の表人事課の項第一号部長専決事項の欄17中「第四条第三項」の下に「（改正定年制条例附則第二条第三項において準用する場合を含む。）」を加え、同欄17を同欄18とし、同欄中16を17とし、15の次に次のように加える。
- 16 定年制条例第四条第一項ただし書の規定に基づき、異動期間を延長した職員であつて定年退職日において管理監督職を占めている職員を、引き続き勤務させることについて、人事委員会の承認を得ること。
別表第四総務部の表人事課の項第二号事務の種類の種類の中「職員の修学部分休業に関する条例」の下に「、職員の高齢者部分休業に関する条例」を加え、「及び」を「、」に改め、「規程」という。）」の下に「及び埼玉県職員服務規程」を加え、同号部長専決事項の欄中20を23とし、16から19までを19から22までとし、同欄15中「14」を「17」に改め、同欄15を同欄18とし、同欄中14を17とし、同欄13中「12」

を「15」に改め、同欄13を同欄16とし、同欄中12を15とし、同欄11中「9」を「12」に改め、同欄11を同欄14とし、同欄中10を13とし、7から9までを10から12までとし、同欄6中「5」を「8」に改め、同欄6を同欄9とし、同欄中5を8とし、同欄4中「3」を「6」に改め、同欄4を同欄7とし、同欄中3を6とし、2の次に次のように加える。

3 地公法第二十六条の三第一項の規定に基づき、副部長等、課長、地域機関の長、労働委員会事務局の副事務局長及び課長並びに収用委員会事務局長の高齢者部分休業の承認をし、又は職員の高齢者部分休業に関する条例第五条の規定に基づき、その承認を取り消し、若しくは休業時間を短縮すること。

4 職員の高齢者部分休業に関する条例第六条の規定に基づき、3の承認に係る休業時間の延長を承認すること。

5 埼玉県職員服務規程第十二条の六の規定に基づく高齢者部分休業をしている職員の申請により、副部長等、課長、地域機関の長、労働委員会事務局の副事務局長及び課長並びに収用委員会事務局長の高齢者部分休業の承認を取り消すこと。

別表第四総務部の表文書課の項第二号事務の種類欄中「埼玉県個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律施行条例」に改め、同号部長専決事項の欄中「埼玉県個人情報保護条例第六十四条」を「個人情報の保護に関する法律施行条例第十九条」に、「(同条例第五章(第五十九条を除く。))に係る事項については、県の執行機関」における同条例」を「における個人情報の保護に関する法律」に改める。

別表第四県民生活部の表人権・男女共同参画課の項第二号部長専決事項の欄4中「及び第四項」を「又は第四項(これらの規定を法第四百一条において準用する場合を含む。)」に改め、「社会福祉法人」の下に「又は社会福祉連携推進法人」を加え、同欄7中「第五十六条第四項」の下に「(法第四百四条において準用する場合を含む。)」を、「社会福祉法人」の下に「又は社会福祉連携推進法人」を加え、同欄8中「第五十六条第五項」の下に「(法第四百四条において準用する場合を含む。)」を加え、同欄9中「第五十六条第六項」の下に「(法第四百四条において準用する場合を含む。)」を、「社会福祉法人」の下に「又は社会福祉連携推進法人」を加え、同欄10中「第五十六条第七項」の下に「(法第四百四条において準用する場合を含む。)」を、「社会福祉法人」の下に「又は社会福祉連携推進法人」を加え、同欄12中「第五十七条の二第一項」の下に「(法第四百四条において準用する場合を含む。)」を、「社会福祉法人」の下に「又は社会福祉連携推進法人」を加え、同欄に次のように加える。

- 16 法第二百二十七条の規定に基づき、社会福祉連携推進認定をすること。
- 17 法第三百三十九条第二項の規定に基づき、社会福祉連携推進法人の定款の変更の認可を決定すること。
- 18 法第四百十条の規定に基づき、社会福祉連携推進方針の変更を認定すること。
- 19 法第四百十二条の規定に基づき、代表理事の選定及び解職を認可すること。
- 20 法第四百十五条第一項又は第二項の規定に基づき、社会福祉連携推進認定を
取り消すこと。

別表第四福祉部の表社会福祉課の項第一号部長専決事項の欄4中「及び第四項」を「又は第四項（これらの規定を法第四百十一条において準用する場合を含む。）」に改め、「社会福祉法人」の下に「又は社会福祉連携推進法人」を加え、同欄7中「第五十六条第四項」の下に「（法第四百十四条において準用する場合を含む。）」を、「社会福祉法人」の下に「又は社会福祉連携推進法人」を加え、同欄8中「第五十六条第五項」の下に「（法第四百十四条において準用する場合を含む。）」を加え、同欄9中「第五十六条第六項」の下に「（法第四百十四条において準用する場合を含む。）」を、「社会福祉法人」の下に「又は社会福祉連携推進法人」を加え、同欄10中「第五十六条第七項」の下に「（法第四百十四条において準用する場合を含む。）」を、「社会福祉法人」の下に「又は社会福祉連携推進法人」を加え、同欄12中「第五十七条の二第一項」の下に「（法第四百十四条において準用する場合を含む。）」を、「社会福祉法人」の下に「又は社会福祉連携推進法人」を加え、同欄17を22とし、16の次に次のように加える。

- 17 法第二百二十七条の規定に基づき、社会福祉連携推進認定をすること。
- 18 法第三百三十九条第二項の規定に基づき、社会福祉連携推進法人の定款の変更の認可を決定すること。
- 19 法第四百十条の規定に基づき、社会福祉連携推進方針の変更を認定すること。
- 20 法第四百十二条の規定に基づき、代表理事の選定及び解職を認可すること。
- 21 法第四百十五条第一項又は第二項の規定に基づき、社会福祉連携推進認定を
取り消すこと。

別表第四福祉部の表高齢者福祉課の項第三号部長専決事項の欄4中「及び第四項」を「又は第四項（これらの規定を法第四百十一条において準用する場合を含む。）」に改め、「社会福祉法人」の下に「又は社会福祉連携推進法人」を加え、同欄7中「第五十六条第四項」の下に「（法第四百十四条において準用する場合を含む。）」を、「社会福祉法人」の下に「又は社会福祉連携推進法人」を加え、同欄8中「第五十六条第五項」の下に「（法第四百十四条において準用する場合を含む。）」を加え、同欄9中「第五十六条第六項」の下に「（法第四百十四条において準用する

場合を含む。）」を、「社会福祉法人」の下に「又は社会福祉連携推進法人」を加え、同欄10中「第五十六条第七項」の下に「（法第百四十四条において準用する場合を含む。）」を、「社会福祉法人」の下に「又は社会福祉連携推進法人」を加え、同欄12中「第五十七条の二第一項」の下に「（法第百四十四条において準用する場合を含む。）」を、「社会福祉法人」の下に「又は社会福祉連携推進法人」を加え、同欄に次のように加える。

17 法第百二十七条の規定に基づき、社会福祉連携推進認定をすること。

18 法第百三十九条第二項の規定に基づき、社会福祉連携推進法人の定款の変更の認可を決定すること。

19 法第百四十条の規定に基づき、社会福祉連携推進方針の変更を認定すること。

20 法第百四十二条の規定に基づき、代表理事の選定及び解職を認可すること。

21 法第百四十五条第一項又は第二項の規定に基づき、社会福祉連携推進認定を取り消すこと。

別表第四福祉部の表障害者支援課の項第一号部長専決事項の欄9中「9及び10」を「10及び11」に改め、同項第二号部長専決事項の欄3中「及び第四項」を「又は第四項（これらの規定を法第百四十一条において準用する場合を含む。）」に改め、「社会福祉法人」の下に「又は社会福祉連携推進法人」を加え、同欄6中「第五十六条第四項」の下に「（法第百四十四条において準用する場合を含む。）」を、「社会福祉法人」の下に「又は社会福祉連携推進法人」を加え、同欄7中「第五十六条第五項」の下に「（法第百四十四条において準用する場合を含む。）」を加え、同欄8中「第五十六条第六項」の下に「（法第百四十四条において準用する場合を含む。）」を、「社会福祉法人」の下に「又は社会福祉連携推進法人」を加え、同欄9中「第五十六条第七項」の下に「（法第百四十四条において準用する場合を含む。）」を、「社会福祉法人」の下に「又は社会福祉連携推進法人」を加え、同欄11中「第五十七条の二第一項」の下に「（法第百四十四条において準用する場合を含む。）」を、「社会福祉法人」の下に「又は社会福祉連携推進法人」を加え、同欄に次のように加える。

15 法第百二十七条の規定に基づき、社会福祉連携推進認定をすること。

16 法第百三十九条第二項の規定に基づき、社会福祉連携推進法人の定款の変更の認可を決定すること。

17 法第百四十条の規定に基づき、社会福祉連携推進方針の変更を認定すること。

18 法第百四十二条の規定に基づき、代表理事の選定及び解職を認可すること。

19 法第百四十五条第一項又は第二項の規定に基づき、社会福祉連携推進認定を取り消すこと。

別表第四福祉部の表少子政策課の項第二号部長専決事項の欄中17を18とし、7から16までを8から17までとし、6の次に次のように加える。

7 法第十八条の二十の二第一項の規定に基づき、特定登録取消者について、保育士の登録を行うこと。

別表第四福祉部の表少子政策課の項第三号部長専決事項の欄4中「及び第四項」を「又は第四項（これらの規定を法第四百四十一条において準用する場合を含む。）」に改め、「社会福祉法人」の下に「又は社会福祉連携推進法人」を加え、同欄7中「第五十六条第四項」の下に「（法第四百四十四条において準用する場合を含む。）」を、「社会福祉法人」の下に「又は社会福祉連携推進法人」を加え、同欄8中「第五十六条第五項」の下に「（法第四百四十四条において準用する場合を含む。）」を加え、同欄9中「第五十六条第六項」の下に「（法第四百四十四条において準用する場合を含む。）」を、「社会福祉法人」の下に「又は社会福祉連携推進法人」を加え、同欄10中「第五十六条第七項」の下に「（法第四百四十四条において準用する場合を含む。）」を、「社会福祉法人」の下に「又は社会福祉連携推進法人」を加え、同欄12中「第五十七条の二第一項」の下に「（法第四百四十四条において準用する場合を含む。）」を、「社会福祉法人」の下に「又は社会福祉連携推進法人」を加え、同欄に次のように加える。

15 法第二百二十七条の規定に基づき、社会福祉連携推進認定をすること。

16 法第三百三十九条第二項の規定に基づき、社会福祉連携推進法人の定款の変更の認可を決定すること。

17 法第四百十条の規定に基づき、社会福祉連携推進方針の変更を認定すること。

18 法第四百十二条の規定に基づき、代表理事の選定及び解職を認可すること。

19 法第四百十五条第一項又は第二項の規定に基づき、社会福祉連携推進認定を取り消すこと。

別表第四福祉部の表子ども安全課の項第二号部長専決事項の欄4中「及び第四項」を「又は第四項（これらの規定を法第四百四十一条において準用する場合を含む。）」に改め、「社会福祉法人」の下に「又は社会福祉連携推進法人」を加え、同欄7中「第五十六条第四項」の下に「（法第四百四十四条において準用する場合を含む。）」を、「社会福祉法人」の下に「又は社会福祉連携推進法人」を加え、同欄8中「第五十六条第五項」の下に「（法第四百四十四条において準用する場合を含む。）」を加え、同欄9中「第五十六条第六項」の下に「（法第四百四十四条において準用する場合を含む。）」を、「社会福祉法人」の下に「又は社会福祉連携推進法人」を加え、同欄10中「第五十六条第七項」の下に「（法第四百四十四条において準用する場合を含む。）」を、「社会福祉法人」の下に「又は社会福祉連携推進法人」を加え、

同欄12中「第五十七条の二第一項」の下に「(法第四十四条において準用する場合を含む。)」を、「社会福祉法人」の下に「又は社会福祉連携推進法人」を加え、同欄に次のように加える。

16 法第二百二十七条の規定に基づき、社会福祉連携推進認定をすること。

17 法第三十九条第二項の規定に基づき、社会福祉連携推進法人の定款の変更の認可を決定すること。

18 法第四百十条の規定に基づき、社会福祉連携推進方針の変更を認定すること。

19 法第四百十二条の規定に基づき、代表理事の選定及び解職を認可すること。

20 法第四百十五条第一項又は第二項の規定に基づき、社会福祉連携推進認定を取り消すこと。

別表第四保健医療部の表感染症対策課の項第一号知事決裁事項の欄1中「感染症の予防のための施策の実施に関する計画」を「予防計画」に改め、同欄中4を削り、3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。

2 法第十条第四項の規定に基づき、予防計画を変更すること。

別表第四保健医療部の表感染症対策課の項第一号知事決裁事項の欄5中「第七条第一項」を「第四十四条の九第一項」に改め、同欄に次のように加える。

6 法第四十四条の五第二項(法第四十四条の人において準用する場合を含む。)

又は第五十一条の二第二項の規定に基づき、厚生労働大臣に対し、総合調整を行うよう要請すること。

7 法第六十三条の三第一項の規定に基づき、関係機関等に対し、入院の勧告又は入院の措置その他必要な措置に関する総合調整を行うこと。

8 法第六十三条の四の規定に基づき、保健所設置市等の長に対し、入院の勧告又は入院の措置に関し必要な指示をすること。

別表第四保健医療部の表感染症対策課の項第一号部長専決事項の欄中2を5とし、1を4とし、同欄に1から3までとして次のように加える。

1 法第十条第五項の規定に基づき、予防計画を定め、又はこれを変更することについて、あらかじめ、市町村及び診療に関する学識経験者の団体の意見を聴くこと。

2 法第十条の二第一項の規定に基づき、都道府県連携協議会を組織すること。

3 法第十六条第二項(法第四十四条の九第一項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、市町村長に対し、必要な協力を求めること。

別表第四保健医療部の表感染症対策課の項第一号部長専決事項の欄に次のように加える。

6 法第四十四条の三第六項(法第四十四条の九第一項及び第五十条の二第四項

において準用する場合を含む。）の規定に基づき、市町村長に対し、協力を求めること。

7 法第六十三条の三第四項の規定に基づき、関係機関等に対し、必要な措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めること。

別表第四保健医療部の表医療人材課の項に次の一号を加える。

十六 医療法（以下この項において「法」という。）の施行に関する事務		1 法第百十三条第一項の規定に基づき、特定地域医療提供機関を指定すること。 2 法第百十八条第一項の規定に基づき、連携型特定地域医療提供機関を指定すること。 3 法第百十九条第一項の規定に基づき、技能向上集中研修機関を指定すること。 4 法第百二十条第一項の規定に基づき、特定高度技能研修機関を指定すること。
-----------------------------------	--	---

別表第四保健医療部の表食品安全課の項第四号部長専決事項の欄中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に改める。

別表第四産業労働部の表多様な働き方推進課の項第二号部長専決事項の欄中3を4とし、2を3とし、1を2とし、同欄に1として次のように加える。

1 法第九十四条の十九第一項又は第二項の規定に基づき、特定労働者協同組合の認定を取り消すこと。

別表第四農林部の表農業政策課の項第十一号部長専決事項の欄中「第十七条の三十六第四項」を「第十七条の五十六第四項」に改め、同表農業ビジネス支援課の項第二号部長専決事項の欄10中「農用地利用配分計画」を「農用地利用集積等促進計画」に改め、同表農産物安全課の項中第九号を次のように改める。

九 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進	1 法第十六条第一項の規定に基づき、市町村と共同して、基本計画を作成し、農林水産大臣に協議し、同意を求めること。 2 法第十六条第三項（法第十七条
---------------------------------------	--

<p>進等に関する法律（令和四年法律第三十七号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>		<p>第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、第十六条第二項第三号に掲げる事項を基本計画に定めようとする場合において、その旨を公告し、公衆の縦覧に供すること。</p> <p>3 法第十六条第九項（法第十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、基本計画を公表すること。</p> <p>4 法第十七条第一項の規定に基づき、基本計画の変更について農林水産大臣に協議し、その同意を求めること。</p>
--	--	--

別表第四農林部の表生産振興課の項に次の三号を加える。

<p>十五 お茶の振興に関する法律（平成二十三年法律第二十一号）の施行に関する事務</p> <p>十六 花きの振興に関する法律（平成二十六年法律第二百二号）の施行に関する事務</p> <p>十七 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和二年法律第七十九号。以下こ</p>		<p>お茶の振興に関する法律第三条の規定に基づき、振興計画を定め、又はこれを変更すること。</p> <p>花きの振興に関する法律第四条の規定に基づき、振興計画を定め、又はこれを変更すること。</p> <p>1 法第七条第二項の規定に基づき、特定第一種水産動植物等取扱事業者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすること。</p> <p>2 法第七条第三項の規定に基づき、特定第一種水産動植物等取扱事業</p>
--	--	--

の項において「法」という。）の施行に関する事務

者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

別表第四県土整備部の表道路街路課の項第一号部長専決事項の欄7中「第四十七条の八第一項」を「第四十七条の十八第一項」に改め、同項第四号部長専決事項の欄1中「（同条第十三項において準用する場合を含む。）」及び「し、又は変更」を削り、同欄2中「第九条第一項」を「第十八条第一項」に改め、同欄2を同欄3とし、同欄1の次に次のように加える。

2 法第五条第一項の規定に基づき、地方踏切道改良計画を変更し、国土交通大臣に提出すること。

別表第四県土整備部の表河川砂防課の項に次の一号を加える。

<p>十二 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>	<p>1 法第三条第四項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、特定都市河川及び特定都市河川流域の指定又はその変更若しくは解除をすること。</p> <p>2 法第三条第八項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、特定都市河川及び特定都市河川流域の指定又はその変更若しくは解除について、国土交通大臣に意見を述べること。</p> <p>3 法第五十三条第一項又は第六項の規定に基づき、貯留機能保全区域の指定又はその解除をすること。</p> <p>4 法第五十六条第一項、</p>	
---	---	--

第十項又は第十一項の規定に基づき、浸水被害防止区域の指定又はその変更若しくは解除をすること。

別表第四都市整備部の表都市計画課の項第六号を削り、同項中第七号を第六号とし、第八号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、同表建築安全課の項第一号部長専決事項の欄中100を102とし、97から99までを99から101までとし、同欄96中「第八七条の三第六項」を「第八七条の三第七項」に改め、同欄96を同欄98とし、同欄95を96とし、その次に次のように加える。

97 法第八十七条の三第五項の規定に基づき、災害救助用建築物等を引き続き使用する許可の期間を延長すること。

別表第四都市整備部の表建築安全課の項第一号部長専決事項の欄中94を95とし、91から93までを92から94までとし、同欄90中「第八十五条第六項」を「第八十五条第七項」に改め、同欄90を同欄91とし、同欄89の次に次のように加える。

90 法第八十五条第五項の規定に基づき、応急仮設建築物の存続の許可の期間を延長すること。

附 則

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、別表第四都市整備部の表都市計画課の項の改正規定は、令和五年五月二十六日から施行する。

2 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の別表第四保健医療部の表医療人材課の項第十六号の規定の適用については、同号中「法第一百三十一条」とあるのは「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十九号。以下この項において「改正法」という。）附則第五条第二項」と、「法第一百八条第一項」とあるのは「改正法附則第六条において準用する改正法附則第五条第二項」と、「法第十九条第一項」とあるのは「改正法附則第七条において準用する改正法附則第五条第二項」と、「法第二十條第一項」とあるのは「改正法附則第八条において準用する改正法附則第五条第二項」とする。